

## 後期高齢者医療制度の被保険者の皆様へ

平成31年4月1日から

### 後期高齢者医療保険料の軽減内容が変わります

#### ■被用者保険の被扶養者であった方の均等割額の軽減内容が変わります

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険（職場の健康保険等）に加入している方に扶養されていた方（被扶養者）の保険料の軽減内容が、次のように変わります。

《改正前（平成30年度保険料まで）》

制度の加入年数にかかわらず 均等割額 **5割軽減**



《改正後（平成31年度保険料から）》

制度加入後2年以内の方のみ 均等割額 **5割軽減**

○所得割額は引き続き課されません。

#### ■世帯の所得に応じた均等割額の軽減割合が見直されます

均等割額が9割軽減される対象となる方の軽減割合が、次のように見直されます。

#### ◎同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が33万円以下の方

《改正前（平成30年度保険料まで）》

均等割額 **9割軽減**



《改正後（平成31年度保険料から）》

均等割額 **8割軽減**

## ■均等割額の軽減対象となる方の所得の範囲が拡大されます

均等割額が5割または2割軽減される対象となる方の所得の範囲が、次のように拡大されます。

### ◎均等割額が5割軽減される方

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方  
《改正前（平成30年度保険料まで）》

「基礎控除額(33万円)」+「27万5千円×世帯の被保険者数」



《改正後（平成31年度保険料から）》

「基礎控除額(33万円)」+「28万円×世帯の被保険者数」

### ◎均等割額が2割軽減される方

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方

《改正前（平成30年度保険料まで）》

「基礎控除額(33万円)」+「50万円×世帯の被保険者数」



《改正後（平成31年度保険料から）》

「基礎控除額(33万円)」+「51万円×世帯の被保険者数」

- ◆上記の軽減内容変更については、いずれも平成31年度の保険料から適用されます。
- ◆おひとりごとの保険料の額は、平成31年6月中旬に算出・決定し、7月に郵便でお知らせします。
- ◆平成32年度にも軽減内容の変更が予定されています。変更内容について詳しくは下記までお問い合わせください。

詳しくは、**お住まいの市町の担当窓口** または  
**滋賀県後期高齢者医療広域連合**（電話 077-522-3013）まで  
〒520-0044 大津市京町四丁目3-28 ホムページ <http://www.shigakouiki.jp/>